

令和2年度 第1回湧別町保健医療福祉協議会

期 日 令和2年12月22日(火)
午前10時00分～
場 所 文化センターTOM 大ホール

[会議次第]

1. 開 会
2. 町長挨拶
3. 協議事項
会長及び副会長の選出について
4. 町長から協議会への諮問
5. 保健医療福祉協議会について
6. 諮問事項
 - (1) 第2期湧別町地域福祉計画の策定について【資料1】
 - (2) 第8期湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について【資料2】
 - (3) 第6期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画、第2期湧別町障がい児福祉計画の策定について【資料3】
 - (4) 第2期湧別町食育推進計画の策定について【資料4】
7. その他
8. 閉 会

湧別町保健医療福祉協議会について

1 協議会設置の背景

従来、保健・医療・福祉に関する施策は、高齢者・介護、健康づくり、障がい者、子育てなどの領域ごとに計画を策定し、それぞれに推進してきました。

近年、少子高齢化の進行、核家族化やライフスタイルの変化、住民意識の変化による地域意識の希薄化・相互扶助機能の低下、生活習慣病の増加、要介護認定者などの援助を必要とする高齢者の増加、国の社会保障制度の改革など、町の保健・医療・福祉施策にも大きな影響を与えており、各分野の計画の整合性を保ちながら、町民・関係機関・団体・町の連携を強化し、保健・医療・福祉施策をより総合的、体系的に進めていくことが必要となりました。

加えて、平成26年4月から施行しました湧別町自治基本条例第14条第1項第2号の規定により、「総合計画の基本構想及び基本計画、部門別の計画及び基本方針等の策定、又は見直し」を実施するときは、町民の参加を求めるものとしていることから、本協議会を平成26年10月1日から設置しております。

2 各計画の期間

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
湧別町総合計画	～平成28年度		平成29年度～令和3年度				令和4年度～令和13年度			
保健医療福祉関係個別計画	地域福祉計画	平成28年度～令和2年度					令和3年度～令和7年度			
	健康増進計画	平成28年度～令和4年度							令和5年度～	
	高齢者福祉計画 介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度		平成30年度～令和2年度			令和3年度～令和5年度			
	障がい者福祉計画	平成27年度～平成29年度		平成30年度～令和2年度			令和3年度～令和5年度			
	子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)	平成27年度～令和元年度				令和2年度～令和6年度				
	食育推進計画	平成28年度～令和2年度					令和3年度～令和7年度			

3 委員について

- (1) 協議会 委員25名以内
※ 保健・医療・福祉・介護及び教育関係者、関係機関・団体の代表者、有識者、公募町民から町長が委嘱。
ほか必要に応じ、町長が委嘱する「特別委員」が加わる。
- (2) 任期 3年間（令和2年12月22日～令和5年12月21日）
- (3) 報酬等 日額6,400円
※ 職務に従事した時間（会議時間等）が4時間未満の場合、日額報酬は半額となります。）
- (4) 費用弁償 町の規定による額を支給します。

湧別町保健医療福祉協議会 部会構成名簿 (案)

任期: 令和2年12月～令和5年12月

区分	委員所属	職名	氏名	①高齢者・介護・福祉・保険	②保健・医療・健康増進	③地域福祉	④障がい者福祉	⑤子育て	⑥食育
				7	7	8	9	9	6
①保健・医療・福祉・介護・教育関係者	社会福祉協議会	会長	西川 仁史						
	民生委員児童委員協議会	会長	後藤 哲司	○		○	○	○	
	PTA連合会	会長	山口 甲介					○	○
	社会教育委員の会	委員	平野 寿雄		○			○	○
	国保運営協議会	委員	久保美恵子	○	○	○		○	
	健康づくり推進協議会	会長	深澤 一博		○		○		
	湧別福祉会	理事長	野津 玲子			○	○		
	上湧別福祉会	理事長	高橋 茂			○			○
	自治会連合会	会長	北村 茂	○	○	○			
	商工会	事務局長	高桑 誠					○	○
	JAえんゆう	参事	城岡 克利				○		
	JA湧別町	参事	野田 直人					○	○
	湧別漁業協同組合	参事	森 義文						○
	老人クラブ連合会	会長	中川 哲夫	○			○		
	みのり幼稚園	園長	古川 宏道						○
	青少年健全育成町民会議	議長	神尾 一明			○		○	○
③公募町民			檜山 淳子				○	○	
④有識者	湧別オホーヅク園	施設長	篠田 悟	○		○	○		
	湧愛園	施設長	三好 信一	○		○	○		
	社会福祉協議会	事務局長	石川 克己	○			○		
	曽我病院	院長	澁谷 努	○					
特別委員	ゆうゆう厚生クリニック	医師	加藤 励		○				
	上湧別歯科診療所	院長	竹林 秀人	○					
	JAゆうべつ町女性部	副部長	中原 秋美		○				
	JAえんゆう女性部	部長	松浦三代紀						○
	湧別漁業協同組合女性部	部長	佐藤あけみ						○
	はまなすボランティア	事務局	茂木由美子			○			
	ヘルシースポーツの会	代表	長谷川昌枝						○
	計			9	9	9	9	9	9

湧別町保健医療福祉協議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、湧別町保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、協議する。

- (1) 湧別町保健医療福祉総合計画に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉等に関する各個別計画に関すること。
- (3) 関係機関、団体との連携に関すること。
- (4) 総合的な保健、医療、福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉、介護及び教育関係者
- (2) 関係機関、団体の代表者
- (3) 公募町民
- (4) 有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 協議会は、特別の事項を調査、協議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、第3条第2項各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査、協議に参加し、当該調査、協議が終了するまでの間在任する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議は、原則公開する。

(部会の設置)

第8条 協議会に保健、医療及び福祉等に関する各個別計画の策定、見直しのため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員に報酬を支給する。

2 委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年条例第43号）の定めるところによる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、湧別町保健医療福祉協議会設置条例（平成26年湧別町条例第13号以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 条例第8条の規定に基づき、湧別町保健医療福祉協議会に次の部会を置く。

- (1) 高齢者・介護部会
- (2) 保健・医療部会
- (3) 地域福祉部会
- (4) 障害者部会
- (5) 子育て部会
- (6) 食育部会

(所掌事項)

第3条 前条の部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 高齢者・介護部会
 - ア 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ 地域密着型サービスの指定及び運営に関すること。
 - ウ 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
 - エ その他部会の運営に必要な事項
- (2) 保健・医療部会
 - ア 健康づくり計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ その他部会の運営に必要な事項
- (3) 地域福祉部会
 - ア 地域福祉計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ その他部会の運営に必要な事項
- (4) 障害者部会
 - ア 障がい者福祉計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ その他部会の運営に必要な事項
- (5) 子育て部会
 - ア 子ども・子育て支援事業計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ その他部会の運営に必要な事項
- (6) 食育部会
 - ア 食育推進計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ その他部会の運営に必要な事項

(組織)

第4条 部会は、条例第3条に規定する委員及び条例第5条に規定する特別委員をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて各分野に関係する者の出席を求めることができる。
- 3 部会長は、部会員の互選により選出する。

(会議)

第5条 部会は、必要の都度部会長が招集する。
2 部会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、部会を所掌する課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。